

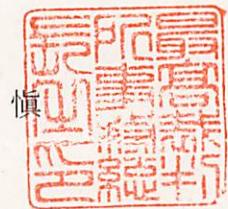
最高裁秘書第608号

令和4年3月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和4年1月31日付け（同年2月2日受付、第030936号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

最高裁判所事件月表（令和3年12月分）（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和3年12月分

松延事務室統計係

新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済
総 数		189	167	184	540		218	227	211	656	4	498	581	612	1695	6502	6389
民 事 総 数		164	144	161	469		174	178	162	514		432	519	531	1482	5613	5467
特別上告(テ)		3	2	2	7		2	2	1	5		3	2	3	8	63	67
うち少額異議																(2)	(2)
(旧法)																	
上告(オ)	50	44	50	144		34	36	28	98		129	161	175	465	1661	1582	
(新法)	(47)	(40)	(41)	(128)		(30)	(33)	(26)	(89)		(124)	(154)	(159)	(437)	(1486)	(1400)	
(並行)																	
上 告 受 理	65	56	65	186		45	52	41	138		177	222	226	625	2069	1925	
(受)	(47)	(40)	(41)	(128)		(30)	(33)	(26)	(89)		(124)	(155)	(160)	(439)	(1486)	(1406)	
(受理決定)	(1)			(1)							(1)	(1)	(1)	(3)	(20)	(28)	
再審(訴訟)(ヤ)		1			1		1		2			1		1	2	12	12
特別抗告(ク)	33	28	31	92		35	40	44	119		47	44	37	128	1211	1257	
(並行)	(1)			(1)			(3)		(3)		(2)		(1)	(3)	(9)	(16)	
許可抗告(許)		2	1	1	4				4			3	1	2	6	19	28
再審(抗告)(ヤ)		7	10	9	26		43	36	36	115		50	73	70	193	357	351
民 事 雜(マ)		3	3	3	9		14	8	11	33		22	16	17	55	221	245
行政 総 数		25	23	23	71		44	49	49	142	4	66	62	81	213	889	922
特別上告(行テ)																	
(旧法)																	
上告(行ツ)	9	8	9	26		11	6	10	27		1	14	16	26	57	283	291
(新法)	(9)	(7)	(9)	(25)		(10)	(3)	(9)	(22)		(1)	(13)	(12)	(23)	(49)	(241)	(250)
(並行)																	
上 告 受 理	13	8	13	34		13	6	12	31		3	23	23	36	85	368	380
(行ヒ)	(9)	(7)	(9)	(25)		(10)	(2)	(8)	(20)		(3)	(13)	(13)	(24)	(53)	(241)	(246)
(受理決定)	(1)	(1)	(2)					(1)	(1)		(3)	(1)	(1)	(1)	(6)	(17)	(13)
再審(訴訟)(行ナ)																	
特別抗告(行ト)		2	1	1	4		3	5	6	14		2	1	1	4	85	92
(並行)															(1)	(1)	
許可抗告(行フ)															3	4	
再審(抗告)(行ナ)		1	5		6		15	22	15	52		25	19	16	60	116	120
行政 雜(行ニ)			1		1		2	10	6	18		2	3	2	7	34	35

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和4.2.24 訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内で、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

()数値は、分配替えがあった事件で新受計・既済計に含まれていない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和3年12月分

事件別 新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計		
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済	
総 数		113	101	125	339		93	126	106	325		(50)	159	(47)	160	(60)	178	(157) 497
訴訟事件	総 数	46	45	46	137		31	53	45	129		(50)	131	(47)	119	(60)	136	(157) 386
	第一審判決に対するもの																	
	うち裁判員参与																	
	控訴審判決に対するもの	46	45	46	137		31	53	45	129		(50)	131	(47)	119	(60)	136	(157) 386
	うち裁判員参与	3	4	4	11		1	7	3	11		(14)	15	(15)	18	(16)	16	(45) 49
	非常上告																	
訴訟事件以外の事件	再審請求																	
	上告受理申立て																	
	法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告																	
	判決訂正申立て																	
	特別抗告申立て	29	22	29	80		36	29	27	92		6	10	14	30	1116	1127	
	医療觀察再抗告																	
	費用補償請求																	1
	上訴費用補償請求のあったもの																	
	刑事補償請求																	
	訴訟費用免除申立て																	
	刑事雜	4	3	4	11		2	1	3	6		4	3	4	11	93	90	
	没収の認判の取消し上告事件	30	26	45	101		21	34	27	82		12	23	23	58	1077	1066	

3. 上告事件の既済区分表

区分 法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計
		47	44	39	130
民事上告	総 数				
	判 決				
	決 定	47	44	39	130
	その他の				
民事受理	総 数	58	58	53	169
	判 決				1
	決 定	58	57	52	167
	その他の			1	1
刑事上告	総 数	31	1	53	745
	判 決				
	決 定	26	1	50	740
	その他の	5	3	5	13

(注1) 刑事に関する計上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和3年12月分

法廷別	受理年度 審理期間	受 理 年 度 别						審 理 期 間 別						
		3 年	2 年	元 年	30 年	29 年	28 年	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内
民事上告	総 数	130	129	1				58	31	29	11	1		
	大 法 廷													
	第一小法廷	47	47					26	9	9	3			
	第二小法廷	44	44					21	7	13	3			
	第三小法廷	39	38	1				11	15	7	5	1		
民事受理	総 数	169	167	2				69	45	38	15	2		
	大 法 廷													
	第一小法廷	58	58					28	13	12	5			
	第二小法廷	58	57	1				26	12	15	4	1		
	第三小法廷	53	52	1				15	20	11	6	1		
刑事上告	総 数	129	129					55	58	15	1			
	うち裁判員闘与	11	11					1	6	4				
	大 法 廉													
	うち裁判員闘与													
	第一小法廷	31	31					14	16	1				
	うち裁判員闘与	1	1						1					
	第二小法廷	53	53					18	24	10	1			
	うち裁判員闘与	7	7					1	3	3				
第三小法廷	45	45						23	18	4				
	うち裁判員闘与	3	3						2	1				